

保健福祉部



平成 25 年度福祉サービス利用券を支給します

くらし

本庁舎 1階 9番 高齢者支援課高齢福祉係 ☎(24) 0 2 9 5

本庁舎 1階 8番 障がい者支援課障がい福祉係 ☎(24) 0 3 2 7

高齢の方と障がいのある方の社会参加と健康増進のため、あらかじめ市の指定を受けた市内のバス、タクシー、ハイヤー、公衆浴場、温泉、理容、美容、はり、きゅうなどで利用できる平成 25 年度分の福祉サービス利用券を支給します。

対象となる方には 7 月中旬に案内がきを郵送しますので、支給内容や日時、場所を確認してください。

【支給の対象となる方と枚数】
下の表のとおり
※福祉サービス利用券は 1 枚 100 円相当です。

【支給の日時と場所】 7 月 23 日（26 日（9 時～16 時）のうち、案内はがきで指定した日と指定した場所（総合福祉センターか各支所）で支給

【支給時に必要なもの】 案内はがき、印鑑、健康保険証など本人確認ができるもの

※平成 24 年度に支給した福祉サービス利用券の有効期限は 7 月 31 日です。まだ利用していない

利用券がある方は、有効期限内にご注意ください。

◎高齢の方（担当：高齢者支援課）	
7 月 1 日現在、市内に引き続き 6 か月以上住所があり、市民税が非課税の満 75 歳以上の方	100 枚
◎障がいのある方（担当：障がい者支援課）	
7 月 1 日現在、市内に引き続き 6 か月以上住所があり、市民税が非課税でつぎの①～⑤のいずれかにあてはまる方（①～④は障害者手帳をお持ちの方）	
①身体障害者手帳 1～2 級の方または療育手帳 A 判定の方	200 枚
②人工透析を受けている方のうち身体障害者手帳をお持ちの方	
③身体障害者手帳または療育手帳をお持ちで①か②に該当しない方	100 枚
④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
⑤人工透析を受けている方のうち身体障害者手帳をお持ちでない方	

子育て 子育て推進課
子育て支援係 ☎(24) 0 3 2 8

本庁舎 1階 6番

児童手当現況届の提出は 6 月中に！

現在、児童手当を受けている方は 6 月中に現況届を提出する必要があります。

現況届の提出は、平成 25 年度も引き続き手当を受ける資格があるのかを判定するための大切な更新手続きです。

この届けを提出しないときは手当を継続して受けられなくなりますので、期日までに必ず提出してください。

提出が必要な方には 5 月末日ころに案内文書を郵送しています。

【提出期限】 6 月 28 日（金）（平日の 8 時 45 分～17 時 15 分）

【提出場所】 子育て推進課窓口、向陽台支所、東部支所、支笏湖支所

※公務員の方は職場から案内があります。

※平成 25 年 1 月 1 日現在、市外に住所があった方は居住している市区町村が発行する所得（課税）証明書が必要です。また、

子育て 子育て推進課
子育て支援係 ☎(24) 0 3 2 8

本庁舎 1階 6番

配偶者の所得（課税）証明書も必要になる場合があります。

乳幼児紙おむつ用ごみ袋を支給しています

子育てをしている世帯を応援するため、紙おむつ処理用のごみ袋を支給しています。

【対象】 4 月 1 日現在、市内に住所があり、3 歳未満の乳幼児を育てている世帯

※ 5 月下旬から 6 月末にかけて配送しますが、配送前に市外へ転出した世帯は支給の対象外となります。

【支給枚数】 燃やせるごみ（容量 20 リットル）の袋を乳幼児 1 人につき 100 枚

※ 4 月 2 日から 10 月 1 日までに 3 歳を迎える乳幼児は 50 枚。

※ 4 月 2 日以降に出生や転入した世帯で、10 月 1 日現在、市内に住所があるときは、11 月ごろに乳幼児 1 人につき 50 枚を支給します。

※ 申請などの手続は不要です。

☎は直通電話です。
内線表示は、市役所代表
☎(24) 3 1 3 1
におかけください。